平成２２年（フ）第１７８号
埼玉県東松山市箭弓町１丁目17番15号　栄荘102号室
債務者　宮﨑　良夫
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第９１号
山梨県南アルプス市川上263番地２神の木団地１―402
債務者　ＭＩＹＡＳＡＴＯ　ＯＲＥＬＬＡＮＡ　ＪＡＶＩＥＲ
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９２号
山梨県南アルプス市川上263番地２神の木団地１―402
債務者　ＫＩＮＡ　ＤＥ　ＭＩＹＡＳＡＴＯ　ＳＡＲＡ　ＩＮＥＳ
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１００号
山梨県甲斐市龍地3683番地５
債務者　一瀬　麻未
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０５号
山梨県甲府市下河原町３番51―204号
債務者　望月　幸一
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
山梨県甲府市下河原町３番51―204号
債務者　望月　照美
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９号
山梨県南巨摩郡富士川町長澤1128番地　町営若宮団地405
債務者　幸加木秀典
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
山梨県山梨市小原東45番地　２―504
債務者　坂本　栄子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
山梨県笛吹市石和町河内435番地４
債務者　福井　清可
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
山梨県甲斐市竜王2792番地５
債務者　小林　義春
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
山梨県甲府市下飯田２丁目５番11号下飯田ハイツグリーン103号
債務者　齊藤　誠是
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３０号
山梨県北杜市白州町白須6807番地213　竹の花団地３号
債務者　仲田清太郎
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
山梨県南アルプス市寺部2659番地２
債務者　橋本　幸雄
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１３５号
山梨県甲斐市牛句116番地
債務者　一瀬　　努
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１３号
兵庫県西宮市甲子園網引町５番４―302号、前住所兵庫県西宮市一ヶ谷町８番３―405号
債務者　伊藤　明子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第４１号
福岡県直方市大字山部418番地５
債務者　岡　　清子
1　決定年月日時　平成22年４月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで福岡地方裁判所直方支部